

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告ら ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

原告ら第19準備書面 収容の違法性について（補充）

2026年6月30日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也

第1 はじめに

ウィシュマさんの収容が違法であったことの詳細は、訴状、原告ら第2準備書面、第5準備書面、第8準備書面、第11準備書面等で述べたとおりです。そこで、2026年3月11日の口頭弁論期日において、原告らが請求していた他の証人尋問請求が却下されたことを踏まえ、以下、一点だけ主張します。

第2 立証不十分との判断はなしえないこと

原告らは、上記の各書面で主張した収容の違法性を立証するため、2025年7月14日付証拠提出書（収容関連）において、別紙のとおり、同記載の各証人尋問の申請をしました。

ですが、裁判所は、前記の口頭弁論期日において、いずれも必要性なしとして証人尋問の申請を却下しました。

そうであるならば、少なくとも別紙の各事実について、立証不十分のため認定できない旨の判断がされることはないと確信しております。

以 上

No.	申請した証人	証明しようとした事実	申請書該当箇所
1	収容令書を発付した主任審査官	(1) 2020年8月20日にウィシュマさんの収容が決定された際に、同人がDV被害者であるにもかかわらず、DV被害者であることが考慮されなかったこと (2) 2020年8月20日当時、名古屋入管において、収容の際に考慮すべき事項を定めた内規を適切に参照する体制が整備されていなかったこと	1頁
2	仮放免不許可の意見を述べた担当者	(1) 2021年2月15日になされたウィシュマさんの仮放免不許可決定に当たり、ウィシュマさんのDV被害が考慮されていなかったこと (2) 2021年2月15日にウィシュマさんの仮放免不許可決定がなされた際に、ウィシュマさんを送還する見込みがなかったこと (3) 2021年2月15日になされたウィシュマさんの仮放免不許可決定が、2020年4月27日付け通達に基づかずになされたこと (4) 2021年2月15日当時、名古屋入管において、仮放免の際に考慮すべき事項を定めた内規を適切に参照する体制が整備されていなかったこと	2～3頁
3	仮放免不許可決定をした主任審査官	(1) 2021年2月15日になされたウィシュマさんの仮放免不許可決定に当たり、ウィシュマさんのDV被害が考慮されていなかったこと (2) 2021年2月15日にウィシュマさんの仮放免不許可決定がなされた際に、ウィシュマさんを送還する見込みがなかったこと (3) 2021年2月15日になされたウィシュマさんの仮放免不許可決定が、2020年4月27日付け通達に基づかずになされたこと (4) 2021年2月15日になされたウィシュマさんに対する仮放免不許可決定が、ウィシュマさんに帰国への圧力をかけることを目的となされたこと (5) 2021年2月15日になされたウィシュマさんに対する仮放免不許可決定に当たり、同日に行われた尿検査の結果を踏まえて判断することができたにもかかわらず、当該検査の結果が考慮されなかったこと (6) 2021年2月2日以降、ウィシュマさんが収容に耐えられない状態になっていたことは明らかであること	5～9頁